

令和 8 年 第 3 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年3月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (1名)

11番 上田 佳子 20番 小平 裕一

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)

報告事項1 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

報告事項2 現況証明について

報告事項3 貸借の権利移転について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 9番 (小松原)

議事録署名人 10番 (塩木)

開 会 令和8年3月26日 午後2時55分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻前ではございますが、本日お集まりいただく予定の委員皆様は全員お集まりいただいたということでございますので、若干時間前ではございますが、ただいまから令和8年第3回農業委員会総会及び協議会を開催させていただきたいと思っております。

初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

3月末となりまして、いわゆる年度末になりまして忙しい日々を送られていると思っております。今日も作業の真っ最中ということですが駆けつけていただいた方もおります。お集まりいただきましてありがとうございます。

今年の農業を見ますと、温暖化が激しいようですし、またイランのほうでもいろいろありまして不安なところもありますけれども、農業のほうは力強くやっていきたいと思っております。

今日も幾つか審議事項がありますので、慎重審議の上、和やかにすみますようをお願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。順番によりまして8番 滝沢久美子委員よりお願いいたします。

8 番 (滝沢 久美子君)

一言ですが、私は、今、地元の設立30年になるイチゴ園で20年ほど働かせていただいています。設備がほぼ変わっていないので、作業は、収穫、選果とか、後の包装するのも全て手作業でやっています。

入って数年は市場出荷がほとんどでしたので、選果場納入の時間に間に合わせるために時間に追われる日々でしたが、今は産直のお店が増え、直接出荷できるようになり、市場の出荷がなくなり、時間的には余裕ができたように思います。

また、夏でもイチゴを収穫するようになりました。「夏秋」と書いて「かしゅう」イチゴと呼ばれる分野です。主に涼しい北海道や東北、長野等で栽培されるようになり、輸入イチゴに代わり国産のイチゴが一年中お菓子屋さんで使われるようになりました。3月初めに苗を植えましたので、6月下旬には収穫が

始まると思います。

白いクリームの上にイチゴが乗るケーキは雪景色の中にサンタクロースがいるというイメージだそうですが、日常的にケーキが食べられるようになった今なので、必要とされて発達してきたと思います。

夏秋イチゴは、冬と違って暖房費が要りません。

今私が働いているところでは、ビニールハウスのビニールに遮光塗料を塗ってハウスの中が高温になるのを防いでいます。これからまだイチゴの収穫作業は続きますが、ハウスの中がだんだん暑くなるので大変ですけれども、孫とアイドルの推し活を続けるためにも、もう少し頑張りたいと思っています。

スーパーでは仕入れられたイチゴが安く売られているかもしれませんが、皆さんも新鮮でおいしい地元産のイチゴをぜひ購入してください。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和8年3月2日付、告示第3号をもって招集しました令和8年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

11番 上田佳子委員、20番 小平裕一推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において9番 小松原博委員、10番 塩木操委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの東1筆 369 m²になります。

1ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画では事業計画者が建て売り住宅用地として当地を販売する予定であったが、土地の購入希望者の確保に苦慮しており事業目的の達成が困難となっていたことから事業計画者の変更をしたい、承継計画は市への移住予定者が住宅用土地として利用するというものでございます。

同日、5条の転用申請がありましたので、こちらにつきましても後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

3月8日に現地を確認いたしました。

ここは令和5年8月に転用が許可された土地の計画ですんで、問題ないと考えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第12号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第13号の審議の入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定によりXXXXXXXXXX委員は自己等に関する事項について議事に参与することができ

ませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(竹村 直人君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定により許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計7件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、[]の南西3筆、計2,464㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

福岡区、[]の東4筆、計1,553㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり住宅隣接にて新たに営農を始めたいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

小町屋区、[]の南1筆309㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり住宅に隣接にて新たに営農を始めたいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の北東2筆、計6,226㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は体調不良となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて5件目でございます。

場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

3-5で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の南1筆140㎡となります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり住宅周辺で新たに営農を始めたいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は現在管理ができていない農地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて6件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

3-6で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の南1筆2,110㎡になります。

4ページをお開きください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり高齢であることから農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて7件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

3-7で表示した場所になります。

■ 1筆 1,110㎡になります。

4ページへお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は農業経営規模を拡大するため当地を使用したい、貸付人は高齢となり農地の管理が困難となったため借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上7件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いいたします。

まず1番をお願いいたします。

15番 (堺澤 務君)

1番ですけれども、2月19日に小平推進委員と現地確認しました。

現在この土地は荒れたままになって草がぼうぼう生えているけれど、今度は耕地として使用するっていうことで、遊休農地が減るっていうことで特に問題ありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では2番をお願いいたします。

17番 (河上 邦和君)

2番について説明します。

先日、上田委員とともに現地確認してまいりました。

3-2の位置図を見てもらうと、結構広い土地で、三角形のところです。私も行ってみてびっくりしたけど、草ぼうぼうになっていて、福岡のメインストリートの近くにパトロールにも引っかからなかったこんな荒れた土地があったのだなと思いました。

というのは、この場所に行くには横に書いてある■っていううちの庭を通らないと行けなくて、この三角の部分は人の背丈より高い土手に囲まれていて、くぼ地みたいになっている傾斜地であります。

そういうことで、こちらの■っていう方は若いうちに死んじゃって、うちが空き家になっていたのので、そのうちを取得して、ついでに裏にある農地も買って農作業をしたいっていうことで、遊休農地の解消にもなるし、近所の方にも迷惑にならないと思いますので、いいかと思いました。

- 以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは3番をお願いいたします。
- 1 2 番 (春日 知也君)
小池委員と現地確認いたしました。
黒塗りになっているところは西側の■■■■の住宅に付随する農地として、小さなハウスがあり、家庭菜園的に使われていた場所です。それをまとめて耕作、管理していただけるということで、結構ではないかと考えております。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
4番ですが、面積は6,226㎡と大変広いですが、譲受人は■■■■で、意欲を持って農業をやっておりますので、問題ないと判断しています。
以上です。
5番をお願いいたします。
- 6 番 (小松 伸治君)
5番ですが、小松原委員と現地確認してまいりました。
位置図でいうと、先ほどの3-5で、ちょっと地図が古いのか、■■■■っていう方の家がありますが、この現在の所有者は■■■■っていう方で、相続しておるのですが、そのお宅を■■■■が今度買い受けるということです。
■■■■は道を挟んだ北側になるのですが、家庭菜園を営むために住宅と併せてここを取得するということでございます。
特段問題はなく、申請は妥当だと思われます。
以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
続きまして6番をお願いいたします。
- 2 5 番 (白川 眞武君)
ちょっと数字の問題で、この面積ですが、私が意見書を書いたものには821㎡と書いてありますけれども、今見ると二千幾つになっているけど、これは……。また資料を確認しないとイケないと思うけれども……
- 主 任 (竹村 直人君)
すみません。私の記載誤りで、正しい面積は821㎡です。白川委員がおっしゃっていただいた平米数が正しいものになりますので、訂正をお願いいたします。
- 2 5 番 (白川 眞武君)
分かりました。
譲受人は長年この土地を借り受けて適正に管理されておりましたので、今回の申請は問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは7番をお願いいたします。

主 任 (竹村 直人君)
7番ですが、[]の土地ということで[]をお預かりしております。
内容としましては特段問題ないということで意見をいただいております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
木下委員。

3 番 (木下 亜紀君)
ちょっと聞き逃してしまったのかもしれませんが、教えていただきたいです。
5番は新たに営農を始めたいという事務局からの説明でしたが、地元委員からは家庭菜園という御説明がありました。
2番と3番の新たに営農を始めたいというのは、同じく家庭菜園としての用途なのかどうか、もし御存じだったら教えてください。お願いします。

主 任 (竹村 直人君)
2番と3番は、それぞれ同じように自家消費の作物を栽培されたいということで聞いておりますので、家庭菜園に近い耕作の仕方になるのかなと見ております。

3 番 (木下 亜紀君)
分かりました。ありがとうございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第13号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔 [] 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

主任

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(竹村 直人君)

それでは議案書9ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

計画変更申請で御説明しました北割1区、 の東1筆369㎡の土地となります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在市外にて借家住まいであるが両親が居住する本市へ住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管理設、付近に医療施設ありで見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中割区、 の西1筆792㎡になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲。

理由でございますが、譲受人は市内で を行う企業であるが、 や幹線道路に近く宅地需要が高い当地を分譲地とするため取得したい、譲渡人は現在市外に在住しており土地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の東1筆 880 m²になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は現在不足する近隣の事業者や商店の駐車スペースを確保するため貸し駐車場用土地として当地を取得したい、譲渡人は現在利用していない土地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

以上3件につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1番、お願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番は先ほどと同様です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では2番をお願いします。

1 5 番 (堺澤 務君)

2番の土地ですけれども、数年前までは耕作しておったのですが、もうここ三、四年は耕作されず、荒れ地ということでした。

また、周囲は住宅がほとんどで、影響はないということ、特に問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

3番、お願いします。

1 2 番 (春日 知也君)

私が農業委員の1期目の頃から全然耕作されていない土地になっておりまして、西側の片仮名で[REDACTED]と書いてあるところの敷地の庭になっております。それで、北側も遊休地になっています。

用途は駐車場ということで、高い建物ではなく、営農上問題がないと判断いたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

森委員、お願いします。

- 1 番 (森 武雄君)
3番ですけれども、譲受人の[]って、これは何をやっている会社
なのですか。
- 1 2 番 (春日 知也君)
今回の申請地のはす向かいにある[]の経営を
しております。
それで、従業員の駐車場を兼ねて駐車スペース確保が目的だと聞いておりま
す。
- 1 番 (森 武雄君)
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第14号について原案どおり可決することに御異議ございませ
んか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第15号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により[]
委員及び[]委員は自己等に関する事項について議
事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔[] 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第15号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)
議案書12ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を御説明し、御提案と
させていただきます。
農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和8年4月30日でございます。
期間の終期でございますが、5年が田2万1,478㎡、10年が田7,065㎡、

合計 2万 8,543 m²でございます。

貸手が 13、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

13 ページ～16 ページに各筆の明細が載っております。

13 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 18 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

この件について補足説明等のある地元委員さんはいらっしゃいますか。

ちょっと時間を取りますので見てください。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 15 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔XXXXXXXXXX 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次に報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届出について説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 17 ページを御覧ください。

農地法第 4 条第 1 項第 9 号の届出について御報告をさせていただきます。

1 件でございます。

なお、本件につきましては、同法において建築面積が 200 m²を超えない農業用施設の設置については農地転用許可が不要となっていることから、農業委員会への届出によって設置が可能と定められておりますので、本総会において届

出があった旨の御報告をさせていただくものでございます。

場所につきましては18ページ左側を御覧ください。

報告事項-1で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北1筆8.6㎡になります。

位置図に黒で囲ってあるのが土地の形となりまして、その中の黒塗りした場所が今回の申請地となっております。

17ページにお戻りください。

施設等でございますが、農業用施設。

内容でございますが、農機を収納する農業用車庫を設置するため当地を利用したといったものとなっております。

以上1件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項1については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に報告事項2 現況証明について説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書19ページを御覧ください。

所有者の申出により確認を行った現況証明の内容について御報告させていただきます。

1件でございます。

場所につきましては20ページ左側を御覧ください。

報告事項-2で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の南1筆97㎡になります。

19ページにお戻りください。

施設等でございますが、住宅・土蔵敷地。

経過でございますが、現所有者が相続によって土地を取得した際、登記簿上で地目が畑となっている筆があったため、土地と課税台帳の確認や現地調査等を行ったところ、宅地及び土蔵敷地として農地法施行以前から使用されている土地であることが分かったといった内容となっております。

以上1件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項2については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

報告事項3 貸借の権利移転について説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

貸借農地の権利移転について御説明させていただきます。

21 ページをお開きください。

整理番号7001、7002についてですが、こちらにつきましては農地集積のために担い手と担い手が交換的な形で権利を移転したというものになります。

7003～7007につきましては、一旦親から子へ継承したのですが、その後、農業経営の見直しを図りまして、麦栽培については親に戻すということで権利移転になっております。

以上について確認をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項3については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして総会に付議された議案については審議が終了しました。

これにて令和8年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時34分

